

令和4年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

令和4年6月9日(木曜日) 午前9時30分開会

- 第3 議案第32号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第4 議案第33号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第5 議案第34号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第35号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第7 議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第8 議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第9 議案第38号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について

追加日程

- 第1 議案第39号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第2 意見書案第2号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める要望意見書
- 第3 意見書案第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 第4 意見書案第4号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める要望意見書
- 第5 意見書案第5号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図ることを求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企 画 財 政 課 業 務 監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） ここで日程に先立ち、議会運営委員長から今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。

それではただいま、議長からのお許しがありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

6月7日、午後4時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて、協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されておりますとおり、議案第39号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）についての1件であります。議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定をいたしました。

なお、追加議案の議案第39号につきましては、日程第9、議案第38号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結についての採決ののち、追加日程第1として審議することといたしました。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会に追加議案として議案第39号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）についての1件を日程に追加いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第39号を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第32号、議案第33号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第32号、議案第33号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第32号の質疑を許します。議案書1ページ。

ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。6ページ、第15款、2項、4目の農林水産業費道補助金の中の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金がありますが、この中の内容の面積なり枠なり、ほか要綱があればお聞かせを願いたいと思います。これは多分てん菜を減反するという国の政策が絡んでいるようなことを聞きましたが、その詳細もお知らせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、西森議員より質問のありました6ページ、15款、2項、4目、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金、この事業につきましては、これまで、従来、畑作構造転換事業という名前で何度も議会で提案をさせていただいてますけども、そのポスト対策として、平成3年度の補正事業で新たにこの事業が新設されました。基本的にはポスト対策なんで、前事業の内容を色濃く残すものでありますけども、議員ご指摘のとおりてん菜からの転換というものを誘導するメニューも一部加わっております。内容のポイントだけ申し上げます。この事業はJAきたみらいが取り組むというような形で、役場は間接事業主体になっております。だからこの1,100万という事業費をきたみらい農協に交付するというようなことです。だからこれは歳入科目になっておりますんで、道から受けてきたみらいに交付するというような形をとります。中身のメニューですけども、てん菜から転換するという部分で転換した面積に対して反当り2万5千円が国から交付される。だからそれを取り組みを行った農業者が実際はこの交付金を手にするというようなことであります。メニュー上、今のところは大豆へ転換するということが1戸の方が取り組みを行っております。あと主な部分で、これは従来からも取り組まれてたんですけども、種馬鈴しょの良質な種子を供給するということが、緊急増産とか罹病率の低減の取り組みに対して10a当たり2万円、これが緊急生産の部分です。罹病率の取り組みで反当り8千円、そういった部分の取り組みで種馬鈴しょ生産者が17戸で取り組みます。あともう一つ最後に、食用加工用馬鈴しょでシストセンチュウの抵抗性品種に替えていきますよと。だから従来への作付けのウエイトをより抵抗性品種のウエイトに重きを置いて増やしますよという方に対して10a当たり3千円のこれもお金が交付されるということで、この部分については6戸の方が取り組むということで計画が上がっております。このトータル分で1,100万ということになってございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

4番、仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 何点か質問させていただきます。

まず、ページで7ページ、2款、1項、8目、企画費の中のまず、地方交通対策事業の中の印刷製本費と下の広告料、昨日の説明で女満別空港行きのバスの中にパンフレットを置くということで、パンフレットとそれに合わせての広告費というお話だったんですけども、どのようなパンフレットを考えているのかという部分と、このパンフレットを製作した部分に使うのは、ここのバスだけにしか使わないのかということをお聞きしたいと

思います。

続いて次のページ、8ページ、3款、2項、4目の児童センターと5目の子育て支援センターにかかる部分なんですけども、この中の委託料のまず無線LANの環境整備業務の中で子育て支援センターも児童センターもなんですけども、3か所ずつの無線LANの機械の設備の部分なんですけど、3か所で87万5千円とか88万5千円という部分の金額なんですけど、どのようなものの工事と設置するようなものなのかという、普通であれば、この議会のところであれば、あの時計の上にあるような、ああいうものを設置するだけなのか、ちょっとそこの部分を説明いただきたいと思います。

それと合わせて同じくこの下の備品購入費の事務用備品のタブレットの購入なんですけども、確か児童センターも子育てセンターも1台ずつというお話だったんですけど、児童センターは8万2千円、子育て支援センターは4万円という価格なんですけど、この価格の差はどのようなものかというところをちょっとお聞きしたいのと、保護者の方との相談に使うという話だったんですけども、その相談内容について、例えば保護者の方はスマートフォンを使ってという部分なのか、何かこうどのような考えがもしあるのであればお聞きしたいと思います。

同じく、次、12ページの10款、4項、1目のこども園費の備品購入の中のタブレットも11台購入するということなんで、この内容についても同じような内容で質問をしたいと思いますのでお願いします。

最後に、13ページ、3款、3項の3目、訓子府消防施設費の備品購入のマイナス5,387万8千円、ポンプ付きの水槽車のキャンセルしたというお話で年内に納車ができないというお話だったんですけども、この内容について、まず、よくほかの自動車もそうですけども、半導体不足による納車が遅れるという部分が理由だけなのか。そしてもし今年度中に間に合いそうですというお話になったりする場合はないのかというところと、もしそうなった場合には追加で補正で上げるという形にもなるのか、あと今は注文はそのまま続けているものなのか、来年にもう一度注文し直さないといけなくなっているのかというような、流れがどうなっているのかもちょっとお聞きしたいと思いますので、以上、お願いします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず、7ページの2款、1項、8目、企画費の地方交通対策事業で需用費の印刷製本費と役務費の件につきまして、ご質問ございました。

まず、印刷製本費でどんなパンフレットかというご質問なんですけれども、町の観光パンフレットですね、こちらの通常使っている観光パンフレットを使いまして、これ4千部を印刷いたします。それでですね、都市間バスのシートポケットと空港連絡線のシートポケットですね、都市間バス2千部、空港連絡線に1,500部、それとバスターミナルに500部、計4千ということで考えております。

それから、この4千部につきましては、基本的にはここで全部使っていただくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長補佐。

○子ども未来課長補佐（卜部恵司君） 仁木議員から質問ありました8ページ、3款、2

項の児童センター、子育て支援センターの委託料、公共施設等公衆無線LAN環境整備事業業務、値段について、内訳についてお答えいたします。この公共施設等にかかる公衆無線LANにつきましては、訓子府町はネットワークを利用しながらの設置工事をするものでして、その分、若干高めにはなっております。主な内訳といたしましては、工事費につきまして34万5千円、機器等につきまして26万3千円、作業費につきまして18万6,600円となりまして、この値段となっております。

また、同じ備品購入費におきまして、児童センターの方、備品購入費が高いということとして、児童センターの方につきましては、小学校の子どもたち通って、パソコンの使い方、操作等の説明にも使うことを将来的に想定しまして、違う機種の設定費等を含めた機種といたしまして1台を購入するものであります。保護者等の相談等におきまして、まずは通信環境を整備してコロナ禍でも保護者と児童が今後将来的なことを考えましてですね、児童とのつながりをもちながら安心して日々を過ごせるように最初の一步として整備をするものでして、保護者のスマホとか同じタブレットを持っていれば、それで顔を合わせて話、相談等できるような環境を整備するものであります。

続きまして、12ページのこども園の方につきましても、各教室に1台ずつ整備しましてですね、同じく動画等を撮りながら子どもたちの成長を撮って、今年度は新しく入れたシステム、すぐに動画をあげれるところがありまして、成長を遠くにいる保護者にも見せれるようなことを想定しまして11台を整備しております。

ご理解ご検討のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書13ページ、北見地区消防組合負担金内訳の中身の3款、消防費、3項、消防施設費の訓子府消防施設費の備品購入費、小型動力ポンプ付き水槽車の今回の減額補正の中の経緯でございます。4月に北見地区消防組合で3社で指名競争入札を実施したんですけれども、3社とも辞退というような状況になりまして、どういふことかと言いますと半導体不足とかではなくて、今年の3月に日野自動車が多岐多岐不正、燃費不正ですとか排ガス不正とかで、そういうことが起きまして、今、大型の消防車両の車種になるものが日野自動車の1車種しかないんです。その日野自動車が大型車両の不正によって型式の取り消しという厳しい処分を受けて販売が停止している状況なんです。現在、再認定をとっている最中なんですけれども、それができないということで車を買えないので販売業者は消防車両を組み立てれないというようなことから指名の辞退というような状況になってございます。

これからなんですけれども、今回、議会の方で債務負担行為をとらせていただいて、来年度の予算を担保させていただくということで、この財源をもって、今度、北見地区消防組合は再度入札をかけまして、来年の、今のところ予定で聞くと来年の1月末ぐらいまでの期限で契約を締結して消防車両を製作してもらおうというようなことで再入札を計画しているということを聞いております。

仁木議員お聞きになった、もし今年度中に入ればどうなるかということなんですけれども、各業者さんに聞くと、ちょっと今年度中の納車はもうほぼ無理だという話を聞いてるんですけれども、もし万が一そういうふうになったら、再度予算の担保をしなければなりませんので補正というような話になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。何点かお伺いしたいと思います。

ページで言えば7ページ、2款、1項、8目、負担金、補助及び交付金の24万円ですけども、説明では管内の観光協議会に支出して観光事業の喚起の仕事に充てるということだと思います。どのようなことをするのか。そしてなぜ24万円なのかを、他町とのいろいろ割合等があると思いますけども、その辺をお教をいただきたいと思います。

ページで言えば12ページ、こども園のヒートポンプの修繕、概要がご説明いただけますけども、簡単に言えば、どのような故障があって、どのような修理をするのか。ちょっと金額が小さいもんで、小さな小破修理かなとも思いますけども、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 7ページの2款、1項、8目、企画費の負担金、補助及び交付金の女満別空港整備・利用促進協議会負担金24万円の内容となります。まずですね、旅行会社に支援するものありますけれども、その支援の条件です。インツアーとアウトツアーと二つに分けて、アウトツアーというのは女満別空港出発するツアー、条件がですね、新型コロナウイルスワクチンの接種証明またはPCR検査陰性証明の提示を条件をしまして、2泊3日以上ツアーを造成を催行する場合。それとインツアーで、こちらに到着するツアーですけども、こちらと同じくワクチンの接種証明またはPCR検査の陰性証明の提示を条件としまして、なおかつ女満別空港到着後の陸路でオホーツク管内の交通事業者を利用した2泊2日以上ツアーを造成催行する場合というのが条件としております。それで支援額なんですけども、参加者が31名以上のツアー1回当たり15万、それから参加者21名以上30人以下の場合は1回当たり10万、参加者20人以下のツアー1回当たり5万といったそれぞれ人数等にあわせて支援額の割合を分けております。さらにですね、女子旅加算ということで、女性限定とかですね、そういったもの場合は10万円を加算するとかですね、SNSによる発信をするようなツアーをする場合はさらに10万とか、いろいろメニューを考えて条件を付けて支出することとしております。

それでですね、このツアー造成にかかる支援につきましては、総額で1千万円です。それで割合なんですけども、大空町ですね、大空町が304万円、北見市と網走市がそれぞれ168万円です。それと美幌町と斜里町が108万円。その他ですね、清里、小清水、津別、訓子府、置戸、佐呂間町につきましては24万円ということで割合を決めてございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長補佐。

○子ども未来課長補佐（卜部恵司君） 12ページ、10款、4項、1目、需用費、ヒートポンプの修繕等の内容についてお答えいたします。

今回、地中熱の地下配管が埋まっております、その地下の配管と地上の配管をつなぐ接続部分において漏水が見つかりまして、その配管を交換するものであります。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。先ほど前段で西森議員も質問されたことと関連いたしますけれども、課長の方からも説明もあった中で再質問みたいな形にちょっとなりますけれども、ページでいきますと10ページです。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業の1,100万円のことについては、主な意味は十分理解できたんですが、例えばもうちょっと詳しくご説明いただければいいかなというふうに思いまして、例えば大豆1戸の方、面積によっての面積単価が出ていますけれども、大豆1戸、あるいは種子馬鈴しょが17戸、そして食用馬鈴しょでいけば抵抗性品種を作付けした人については、反当たり3千円とかというなっていますけれども、申し訳ないでありますけれども、支援のどのような内容の事業を取り組んで、こういうお金が当たるのか。いわゆる事業の交付金というのか補助になるのか。その中身について、もう少し詳しくお知らせいただければいいかなと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありました持続的畑作生産体系の詳細な説明ということでございます。

まず最初にてん菜の転換、大豆へ転換すると。これは条件としまして、事業前年のてん菜の作付面積をそこから当該年へ減少させることというのが一つ基準になっております。それで前年といったらR3年になります。R4年がなんぼビートから減ったのか。この部分だったら大豆になります。条件というのは、R4で減らした面積を5か年維持というようなことで条件がついております。これができる方ということに対して、先ほどの言った単価で助成をするというような中身になっています。

続いての種馬鈴しょ17戸のメニュー、これにつきましては、これは種馬鈴しょの生産量の設置面積に対して、すべてが対象になってくる部分があります。だから罹病率の低減ということに対して面積払いで反当たり8千円ということで、さっき説明しましたけども、それとは別に種馬鈴しょの生産量自体を令和3年から令和4年に対して5%以上増加できるかというような条件がついて面積について助成がされるというようになります。緊急増産分の部分については、罹病率はすべての面積が対象になると申しあげましたけども、緊急増産分は前年と比べていくら増加したかというような面積に対して反2万円の単価で助成をされるものであります。最後、食用加工用馬鈴しょの6戸の部分については、先ほど言ったシストセンチュウ抵抗性品種を6ポイント以上、6ポイントってというのは6%という意味で理解してください。これは基準年次が別に設定されてまして、R2年で基準をとりなさいというようになっています。R2年のときに、その6戸の方の全部の馬鈴しょ作付面積のうち、抵抗性品種がなんぼあったというのがR2年の基準。どこと比較するんですかというのはR6年。R6年でどうなりますかと。だからもうちょっと先のことになります。そのときに馬鈴しょトータルの6戸の方の面積がどうなっていて、その中の抵抗性品種の割合はどれぐらいになっているかということで、それが6%以上アップしていることということで、先ほど申しあげた10a当たり3千円の単価がもらえるというようになっています。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。1点お願いします。5ページの14款、2項、1目、総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備補助金612万3千円についてお伺いします。この分の支出の方はないんですけども、マイナンバーカードの整備にあたる補助金なのかなと思うんですが、今、うちの町のマイナンバーの整備が今どういう状況にあるのかということと、先日、90代の方にたまたまお会いして、マイナンバーのまちからお知らせが来たと。さっぱり分からないと。それで通知カードはありますかって言ったら通知カードもどこにあるか分からないと。そういう方もいらしたので、今の状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 5ページの国庫支出金、14款、2項、1目ですか、社会保障税番号制度システム整備補助金ですけども、これ歳入だけですけども、今年度の歳出で戸籍、これマイナンバー関係なくて、戸籍に関するシステムに対しての補助でございまして、当初予算組む時には歳出の方だけ出てきたんですけども、歳入の方はまだ確定していないということで一般財源で計上させてもらって、今回、歳出確定できたんで、ここに計上したということです。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。7ページ、先ほどからありました企画費の中の地方交通対策費の中の印刷製本費、これは今までもありましたが、私も女満別空港とか都市間バスの中で見かけて持ち帰ってきたんですが、なかなかあまり好評でないような印象を受けました。それで次にこれは誰が作成するのか。その辺を踏まえて町独自のものですから、例えば市内だけでやるのか、それとも今回、業者に相談してやるのか、そのあたりを伺います。

それと下の広告料ですね、これ中刷りとか、いろんな話が出たんですが、これの詳細をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 評判がよくない。

○10番（河端芳恵君） それは私の感想です。

○総務課長（硯見康之君） ああそうですか。

○10番（河端芳恵君） バスの中も残ってましたので。

○議長（須河 徹君） 河端議員、挙手お願いします。

河端議員。

○10番（河端芳恵君） それは私のちょっと個人的な感想でありまして、都市間バスのポケットの中にも持ち帰りがなく残ってましたし、女満別空港の中でも他町村のは結構なくなったりしているんですけど、訓子府のは何か残ってあったもんですから、ですからちょっとインパクトが足りなかったのかなっていう、それは個人的に感じたことです。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今回シートポケットに置かせていただいておりますけれ

ども、もしかしたらですね、私のところに聞こえてきたのはですね、ご自由にお持ち帰りくださいという表記がなかったもんなんで、持って帰っていいか分からないというようなことは言われたことがございまして、今回、そこら辺の表記をちょっとさせてもらってですね、持ち帰りやすいような工夫はしようとは思っておりますけれども、現在、町のパンフレットとして使用しておりますので、そちらを置かせていただきたいと思います。

それとですね、中刷り、先ほどパンフレットのことのご質問でしたので、中刷り広告のお話だったんですけど、中刷り広告につきましては、市内線ですね、これは自前で制作しまして、経費については、予算には計上してきません。内容なんですけれども、市内線を使うことですので、今考えているのはですね、訓子府高校のPRのポスターとかですね、それからパンフレットにもありますたれかつ井を出している店舗の皆さんの紹介ですね、それとかですね、公共施設、そういったものをですね、紹介したものをですね、中刷り広告に掲載しようかと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。先ほど質問あった件なんですけど、10款、4項、1目、12ページになります。ここで、こども園費の中の備品購入費、これタブレットを買っている訳ですが、新型コロナウイルス感染症がまん延してICT環境の整備ということで保護者との連絡だということなんですけど、このタブレットの11台、これ必要性があるのか、なぜこれ11台なのかの理由を説明をお願いします。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長補佐。

○子ども未来課長補佐（ト部恵司君） 12ページ、10款、4項、1目の備品購入費のタブレット11台の購入の台数の理由におきましては、こども園のクラスの数、1クラスに1台をめどにして配置することを想定しまして11台といたしました。11クラスの分を用意いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第32号の質疑を終了いたします。

次に、議案第33号の質疑を許します。議案書17ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第33号の質疑を終了いたします。

以上をもって一括議題の質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第32号、議案第33号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第32号、議案第33号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、議案第32号、議案第33号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号

○議長（須河 徹君） これより、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第34号の質疑を行います。議案書22ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第34号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号の質疑を行います。議案書24ページ。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第35号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第36号の質疑を行います。議案書25ページ。1人3回まで質疑を行えます

す。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑を行います。議案書26ページ。1人3回まで質疑を行えます。
す。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第37号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号の質疑を行います。議案書27ページ。1人3回まで質疑を行えます。
す。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第1、議案第39号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書47ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第39号の説明になります。議案書の47ページをお開きください。

それでは、議案第39号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について提案説明をいたします。

令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ5,916万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ49億2,025万7千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次のページにあります第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については49ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

まず、50ページの歳出の方から先に説明させていただきます。

上の表の3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、社会福祉一般事業の負担金、補助及び交付金では、原油価格の高騰により燃料費・光熱水費が上昇し、事業運営に影響を受けている福祉事業所等に対し、福祉事業所特別支援金を交付することにより、公共性の高い当該事業所の事業の継続と運営の安定化を図ろうとするものでございます。

対象となる事業所および支援額ですけれども、訓子府福祉会に600万円、グループホームはるとクループホームもりの風にそれぞれ50万円、福祉サポートきらきら本舗に10万円で合わせまして710万円となっております。

下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、対象となる児童1人につき5万円の給付金を支給するもので、対象児童は、令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている者で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。そのほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子、障がい児については20歳未満の子および令和5年2月未までに生まれる新生児の扶養者で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、または感染症の影響を受けて家計が急変し住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者となっております。

なお、対象者につきましては、32名を見込んでございます。

まず、職員手当等では、職員の時間外勤務手当として8千円を計上。

役務費では、対象者への通知等にかかる郵送料として通信運搬費3千円を計上。

手数料では、給付金の口座振込にかかる手数料として1万1千円を計上。合わせまして1万4千円を計上しております。

使用料及び賃借料では、印刷機借上料として1千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、対象者32名に対して1人5万円の給付金を支給することから、子育て世帯生活支援特別給付金として160万円を計上。

次のページの7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、原油の高騰、物価の上昇などにより、すべての町民および事業者が大きな影響を受けていることから、町民の生活支援と経済の活性化を図るため、町民1人当たり1万円の商品券を配布するものでございます。

需用費では、郵送用の封筒やインクカートリッジを購入するため、消耗品費12万8千円を計上。

役務費では、商品券の発送にかかる郵送料として87万円を計上。

委託料では、商品券の印刷および換金にかかる事務に対して商品券取扱業務4,901万円を計上です。

その下の表の10款、5項、2目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の備品購入費では、陶芸用電気窯の価格が材料および輸送費の高騰により上昇し、当初予定していた予算では購入が不可能になったことに伴いまして、不足が見込まれる額43万4千円を追加するものでございます。

52ページの給与費明細書につきましては、今回の子育て世帯生活支援特別給付金事業の職員時間外勤務手当の補正に伴うものですのでご覧いただきたいと思えます。

次に、49ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、町独自の原油価格、物価高騰対策事業の財源として4,309万1千円の追加。

その下の2目、民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金では、子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費の補助として162万3千円の計上。

その下の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整としまして1,445万1千円の追加となっております。

最後に、別に配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思えますけれども、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように38億851万8千円となっております。

資料2につきましては、一般会計補正予算にかかる投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴いまして内容が変更となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上、令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。51ページです。商工費の商工振興対策一般事業としての商品券を発行するということですが、1万円の商品券ということで、千円を1

0枚というお話を聞いています。それにした経緯。

それから利用期間が11月30日までというふうに設定されたと思うんですが、それをどうして11月30日までにしたのか。そちらをお聞かせいただければと思います。

それから、その下の教育費の公民館費、公民館維持管理事業43万4千円ということで、陶芸の窯だと思うんですが、物価高騰のためということですが、急激に2割ほど増えたんだなと思うんですが、今、本当に物価高騰ということではないのかもしれませんが、補正になった理由が分かればお知らせください。お願いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 51ページの7款、1項、2目の商工業振興対策一般事業の商品券の関係ですけれども、まず今回、千円券を10枚で1万円ということとさせていただきたいということとございますけれども、今まではこうできるだけ使いやすくということで500円券で出したことだと思うんですが、今回1万円ということで、額が今までよりも大きい額でして、500円券ですと20枚になります。20枚になると印刷費と郵送料もですね、かなり増えるということで、できる限り、ちょっと使いづらく、もしかしたらなるかもしれないんですが、コストを下げるということで千円券にさせていただいています。

それから期間ですけれども、期間については、今、6か月まででしたら、期間、自由に設定できるということとなっているんですが、額が1万円で、あまり短くするとまた使い切れなくなる部分と、逆に商工業者にとってみれば短期間で使ってもらった方がいいという部分と、あと例えば、11月末までというのと灯油が1回や2回は入れるだろうということで、そこまで想定して11月末と。

それから、ちょっとやるかどうかというのは分からないんですが、今後、プレミアム商品券がもしか出てきた場合には混在したりとか、そういうことにもなる可能性もありますので、11月末までの期間ということと設定させていただいています。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 議案書の51ページ、10款、5項、2目、公民館費の公民館維持管理事業、備品購入費での補正のことの陶芸用電気釜の価格の上昇のことの要因についてということのご質問でございました。この陶芸用電気釜につきましては、もともと大量生産をするものではないので、いわゆる受注生産としての生産供給をしているものでございます。これらの電気釜のいわゆる部品でございしますが、その中で、例えばレンガでございします。レンガにつきましては、これは海外製のものを輸入して、そしてそれを部品として使って組み立てているということとございまして、この海外製の品薄、また輸送のコストの上昇ということで、いわゆる部品等がレンガ、また熱線も含めて価格が上昇したということとございします。それとあわせて受注生産による元の組み立てをして、それを運んでという、さらにまた輸送という部分で、それらのことがいわゆる掛け算的に組み合わせまして、これで今回のこの電気釜でいきますと総額で約17%の増という状況になっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番(山田日出夫君) 3番、山田です。1点だけお聞きします。ページで50ページ、児童福祉費のこの子育て世帯生活支援特別給付の関係でございます。

対象が大きく三つあって、その三つ目が、行政は従来から自分が行っている制度をもとに対象者を決めることがほとんどですけれども、端境にいらっしゃる生活が急に困窮、コロナ等で困窮された方を対象にしたということは非常に結構なことだと思ってお聞きしておりましたけれども、この対象決定の把握というかね、これは申請主義なのかと思いますけれども、ポイントは、言葉は変ですけれども、自分がそういう苦しい立場にあったら、制度ができたなら遠慮なくですね、申し出てほしい訳なんだけれども、そこのPRというかの仕方がちょっとツボになるのかなという気もするんですけれども、どのように把握して対象に決定していくのか、簡単な流れを教えてください。

○議長(須河 徹君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(今田朝幸君) 予算書50ページですね、3款、2項、1目、児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金事業の、おそらく急きょ家計が急変したという人たちの申請の流れのことだと思いますけれども、こちらにつきましては、来月号の、今日、補正予算審議していただいておりますので、ここが通れば7月号の広報で今回のこの子育て給付金事業の周知をさせていただきたいと考えてございます。それで該当者につきましては、議員おっしゃるように非課税世帯、ひとり親世帯以外の子育て世帯ですね、その非課税世帯は強制的に、強制という部分で支給させていただきます。家計急変に陥った方の周知は当然来月号の広報等でさせていただきますので、それで足りないと言われればそうなのかもしれないですけれども、一応そういう形で周知の方をさせていただきます。それで家計急変の部分ですけれども、今回の4年の課税、非課税というのは、3年度の所得に応じて課税、非課税というふうに判定されるものがございますけれども、3年度所得があった、3年の収入がありましたけれども、4年に入って何か生活、仕事コロナの関係でおやめになられたとか、そういった部分の人が対象になるんで、先ほど来言っておりますけれども、来月号の広報でそういった方たちにはぜひ申請主義になりますけれども、申請していただきたいという旨で広報の方で周知させていただきたいというふうに考えております。あとホームページ等でもそういった活動はさせていただきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(須河 徹君) ご質疑ありませんか。

1番、余湖龍三君。

○1番(余湖龍三君) 1番、余湖です。一つだけお願いします。先ほど質問に出ました51ページ、教育費、社会教育費の公民館費、備品購入費についてお聞きします。

なぜ上がったのかというのは、先ほどの質問の答えで分かったんですけれども、これかなりの金額のものであって、こういうものを買う時に値段の取り決めというか、これ「17%上がりました」「はい、40万補正ですよ」ということが正しいのかどうなのか。ちょっと金額的に考えてもおかしいんじゃないかなと思います。もちろん値上げ要因というのは分かりますけれども、受注、発注をする時にある程度の見込みはあるんじゃないかと思うんですよね。こういう「分かりました」「17%補正します」というような体制がいいのかどうなのか。こちら辺についての考え方をお願いします。

○議長(須河 徹君) 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、51ページ、10款、5項、2目、公民館費の備品購入費、陶芸用電気釜の価格の上昇ということについてのご質問でございました。

当初ですね、この令和4年度の予算を見積もる段階にですね、メーカー、業者さんの方からですね、当然、参考となる見積もりをいただいて、それで当初予算で計上させていただいてます。その後ですね、その業者さんとも連絡を取り合いながら価格の方の部分で、また納期についての確認作業を何回かさせていただきました。今回ですね、今年度に入りまして、そこで本格的に正式に購入事務を進める段になりまして、それでこのような価格の大幅な上昇ということの連絡が入りました。そのためですね、その業者とも連絡をとり、また担当者の方で業者の方に足を運んでですね、その内容のことについて確認を再度とらせていただきました。その要因として、先ほど説明いたしましたが、これらの状況の中でどうしても当初予算での見積もりの額では購入事務が進められないということになりましたので、今回このように補正を提案させていただいてます。

○議長（須河 徹君） 1番、余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。何のための見積もりであって、何のための打ち合わせがあるのかということだと思います。要するにズバリ43万円が仮にいろんな諸事情で上がったんだとすれば、その前に、業者が変わったということはないと思うんですよね、業者は同じ業者であれば、やはりそれに対して、このものを買うに対して見積もりをして打ち合わせをして予算をつけて注文をするんですから、その段階でもう1年たっている訳じゃないですよ、ここ2、3か月のいろいろな諸事情の変わりがというのはわかりますけども、やはり業者がどれほど努力していただいているのかということも必要な条件じゃないのかと思います。これから交渉することにはならないと思いますけども、今後のこともありますので、こういうような補正のつけ方というのは、私は問題があるんじゃないかと思いますので、考えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 経過については、今、課長がご説明したとおりで、当初予算については、年前の大体10月から11月ごろに参考見積もりをいただいて、それに応じて予算を形成しているというのが、どの予算についても大体そういうような形だということでございます。それで陶芸釜については、今おっしゃったように、業者さんが納入する、扱う業者さんは道内でもある程度特定されますので、そこいろいろな経営の中でお話させていただいて、この陶芸釜のことだけじゃなくて、いろんなところで春先に業者さんともお話をさせていただいて、その後、これでいけるんじゃないかというふうなあれをもらいながら進めていたところですけど、一番の要因は、世界情勢の中でウクライナの世界情勢だとか原油高の増高の中で材料となる製品が世界的に品薄している動向で大幅にその部分が高騰したというのが大きな要因で、教育委員会としましても、陶芸釜だけではなく、ほかの資材等の市場を確認しながら、その辺を含めて今回の価格上昇については致し方ない状況なのかということを含めて今回の補正予算に至ったということで、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。ページは50ページにまた戻んですけど、50ページの児童福祉総務費の特別給付、仕組みは分かりました。上二つの対象は制度に

基づく児童支給、そして三つ目の生活困窮の激変の困窮の方は、これはどうしても申請主義になる。これはもうよく分かりました。私が気にしているのは、遅滞なくというかスムーズにですね、対象になられるべき方が情報に接して、見なかったらともならないんだけど、情報に接するように努力いただいて、申請をする。相談をするということが、そのところがスムーズに行くように、ぜひ行政としては特段のご配慮をいただきたい。そうでなかったら、これせっかくの、今までにない仕組みを創設しておいて、救おうという行政の強い意志ですから、その強い意志を仕事のステップの中にも表せてほしいなと思う訳でして、特段あれば、副町長どうですか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） もしも、この制度についてのもので、子育て世帯生活支援特別給付についてのPRするのはもちろんですし、それと今、山田議員言われたようにですね、相談に自分が該当すると思われる方については本当に相談してもらえりょうな、そういった形でのお知らせもしていきたいなというふうに思ってます。

それとですね、今回この5万円ということで予算計上させていただいております。1世帯5万円ということで予算計上させていただいておりますが、昨日、報道でですね、来週14日から北海道議会が始まるんですけども、その中で、北海道の方で1万円を上乗せしてひとり親については1万円を上乗せして交付するということが発表になりました。それで、その詳しい情報って何ら一切まだ入って来てないんですけども、ただ、情報によりますと市町村が行う低所得者に対する子育て世帯に対するものについても道の方で上乗せしてくれるという情報も得ましたんで、その場合についてはですね、臨時議会を開くのか、それかちょっと専決させていただくのか、それは歳入歳出同額ということなもんですから、その辺については別途予算措置させていただきますのでご了解いただきたいなと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。50ページの3款、1項、1目、社会福祉事業所への特別支援金です。燃料費高騰などの理由を挙げられてましたが、この振り分け理由は議会の方には一定の説明がありましたけれども、町民の方に分かりやすいように、算定基準をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 予算書50ページ、3款、1項、1目、社会福祉総務費の今回追加補正させていただいた福祉事業所特別支援金の算出根拠の内容でございます。

こちらにつきましては、各事業所、今回4か所の福祉事業所の方に補助をするという形になってございますけども、そちらの四つの事業所の方からですね、令和2年度および令和3年度の燃料費、光熱費ですね、灯油代、重油代、あと電気料等々の比較を役場の方に提出いただいたということでございます。それを基にしまして、それぞれ今回、訓子府福祉会ですと600万という金額を2年度、3年度の比較をしまして、このような金額を設定させていただいたという経緯でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。3回目です。

○3番（山田日出夫君） いいですよ。

○議長（須河 徹君） 3回目です。

○3番（山田日出夫君） 3回目ですね。3番、山田です。51ページ、電気釜の話ですけど、私はこうやって理解しているんですよ、今までの仕事の期間も含めて、見積もりってというのは、あくまでも参考であって、しかも予算の積算の時点での参考資料ですよはっきり言ってね。それに基づいて予算を立てたと。そして、一定の期間をおいて激変があったということで私は理解しているんですけども、価格が、倍になったりしたらちょっとおかしいですけども、この程度の変更はあり得るし、契約をした訳でもないし、覚書を交わした訳でもないし、参考資料に基づいて、こういうことが起きたということで私は理解しているけども、教育長、そういうことでいいですよ。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 山田議員おっしゃったとおりの情勢の中で、そういうような私たちは事務手続きを行って、今回の部分はそれで適正な部分の補正だというふうに私どもは考えているところです。

○議長（須河 徹君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、山田日出夫君ほか4名から意見書案第2号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める要望意見書および谷口武彦君ほか4名から意見書案第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、同じく谷口武彦君ほか4名から意見書案第4号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める要望意見書、同じく谷口武彦君ほか4名から意見書案第5号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図ることを求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5とし、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号および意見書案第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで意見書の配布の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長(須河 徹君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎意見書案第2号

○議長(須河 徹君) これより、追加日程第2、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山田日出夫君。

○3番(山田日出夫君) 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号の説明を申し上げたいと思います。

意見書案の説明にあたりましては、朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

意見書案第2号

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項および第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月9日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 山 田 日出夫

〃 仁 木 義 人

〃 余 湖 龍 三

〃 西 森 信 夫

〃 西 山 由美子

次のページをお開きください。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月9日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第3、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第3号について、ご説明をいたします。

意見書案第3号

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月9日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 谷口 武彦

〃 工藤 弘喜

〃 須河 徹

〃 泉 愉美

〃 河端 芳恵

この要望書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月9日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第4、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、ご説明をいたします。

意見案第4号

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月9日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 谷 口 武 彦
〃 工 藤 弘 喜
〃 須 河 徹
〃 泉 愉 美
〃 河 端 芳 恵

この要望書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月9日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（須河 徹君） 次に、追加日程第5、意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、

ご説明をいたします。

意見書案第5号

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と
国民への理解醸成を図ることを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月9日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 谷 口 武 彦
〃 工 藤 弘 喜
〃 須 河 徹
〃 泉 愉 美
〃 河 端 芳 恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月9日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(須河 徹君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分